
第2次大津町学校教育情報化推進計画



大津町教育委員会

目次

I 推進計画の策定について

- 1 推進計画策定の背景と趣旨
- 2 推進計画の方針と位置付け
- 3 計画期間

II 目標の実現に向けた方策について

- 1 方策Ⅰ ICTを活用した児童生徒の情報活用能力の育成
 - (1) 具体的取組
 - (2) 今後の主なスケジュール
 - (3) 成果指標
- 2 方策Ⅱ 教職員のICT活用指導力の向上
 - (1) 現状と課題
 - (2) 具体的な取組
 - (3) 今後の主なスケジュール
 - (4) 成果指標
- 3 方策Ⅲ ICT環境整備、ICT推進体制整備及び校務の改善
 - (1) 現状と課題
 - (2) 具体的な取組
 - (3) 今後の主なスケジュール
 - (4) 成果指標

III 具体的方策実現のための学校におけるICT環境整備計画

- 1 学校におけるICT環境の段階的整備について
- 2 大津町小中学校ICT環境の段階的整備について
- 3 今後の主なスケジュール

(巻末)

- ・令和5年度大津町学校教育ビジョン ※令和6年度以降は各校で確認のこと
- ・大津町情報活用能力体系表
- ・教員のICT活用指導力チェックリスト

I 推進計画の策定について

Ⅰ 計画策定の背景と趣旨

グローバル化と急速な情報化の進展は、こどもたちを取り巻く環境に大きな影響を及ぼしています。それに伴い、2020年度から始まった小学校でのプログラミング教育、GIGAスクール構想により、一人一台端末や無線LANの整備などICT環境整備が飛躍的に進みました。これからの社会的変化が人間の予測を超えた進展をすることにより、人工知能やIoT等の急速な進展と先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられることで社会のあり方そのものが現在とは劇的に変わるであろう「society 5.0」時代の到来が予測されています。

このように急激に変化し、将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を主体的に学習や日常生活に活用していく力が求められています。

令和元年6月28日公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」には、学校教育の情報化に係る以下の基本理念が6点示されています。

- ① 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施
- ② デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進
- ③ 全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恵沢を享受
- ④ 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上
- ⑤ 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保
- ⑥ 児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮

小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施となっている学習指導要領において、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられています。「学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力も含むものである」と定義づけられているものです。

今後、より一層の情報化に向けて、成長戦略等に「GIGAスクール構想の推進」及び児童生徒や教職員の「ICT活用」が位置づけられ、生成AIの校務での活用が検討されるなど、大きな転換期にきています。

令和3年度版「成長戦略実行計画」において「ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実」として、「ハード・ソフト・人材一体となった新しい時代の学びの環境の整備（ギガスクール構想など）を推進し、発達の段階や児童生徒の状況に応じた個別最適な学びや協働的な学びを充実するため、データ駆動型の教育への転換による学びの変革を推進する」とあり、今後、学習履歴や成績等の教育データの活用によって、学習者一人一人に最適な学習環境の提供や授業や教育行政の改善に向かうことが想定されています。

また、下記の令和5年6月16日に閣議決定された『第4期教育振興基本計画』において、基本方針を「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、児童生徒の情報活用能力の向上、教職員が授業においてICTを活用して指導する能力を2026年度までに100%、一人一台端末を授業でほぼ活用している学校の割合を小中学校ともに2026年度までに100%と指標を設定されています。

- 成長戦略実行計画 令和3年6月18日 内閣官房
 - ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実
- 学校教育情報化推進計画 令和4年12月26日 文部科学省
 - ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
 - 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
 - ICTを活用するための環境の整備 ■ICT推進体制の整備と校務の改善
- 第4期教育振興基本計画 令和5年6月16日 文部科学省
 - 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 ■ICT環境の整備
- 初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン
令和5年9月7日 文部科学省
 - 生成AIの校務での活用

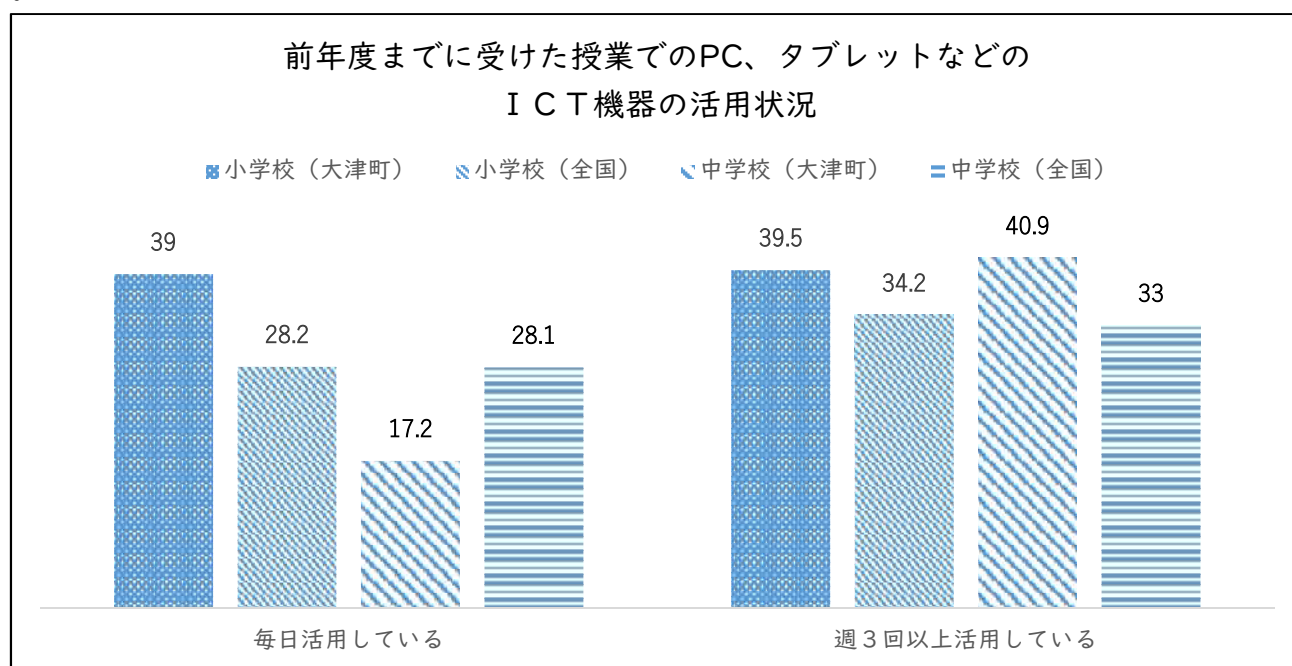
これまで大津町では、令和2年1月に策定した大津町学校教育情報化推進計画において、次代を切り拓く子どもの育成をめざし、教育目的、ICT環境、教員の指導力を含めた総合的な段階整備を進めました。大津町において、国が進めるGIGAスクール構想のもと、令和2年度に整備が完了した一人一台タブレット端末の本格運用が令和3年度から始まりました。この間、教育委員会としては、快適なインターネット環境整備が必須ととらえ、専門家に助言をもらい、整備を行いました。加えて、教職員向けに実施した端末に関する説明会や授業支援ソフトを活用した実践事例の紹介など本格運用前に計画的に行ったことで、のちにコロナ禍での学級閉鎖や学年閉鎖などの緊急時においても、オンラインによる双方向型の学習が行え、従来の学習支援だけに捉われない「主体的・対話的で深い学びの実現」に向け、学びを止めることなく取り組むことができます。市町村ごとに違う端末を利用する小中学校においては、機器の使用の不慣れさが教職員の負担を増加している面がありますが、本町においては他市町村からの転勤の教職員を対象にICT活用研修を年度当初、2会場に分けて実施しています。機器の使用や効果的な活用について基本的なことを知る機会として実施しているところです。

そのような取組を継続的行ったことで、日本教育工学協会が教育の情報化に総合的に取り組み、情報化によって教育の質の向上を実現している学校に対して認定される「学校情報化優良校」に令和4年度全ての学校が認定され、現在は今後の再認定に向けての動きを進めているところです。

加えて、本町ではICT支援員（情報通信技術支援員）を、令和元年度の各校月1回3時間の訪問時間から、令和2年度には各校月4回の3時間ずつ、令和3年度から令和4年度には、各校月5回の6時間ずつの配置をし、ICT支援員の人数も、令和2年度の2人から令和3年度、令和4年度には3人と増やし、3校につき1人配置を実現させました。また、令和5年度には新た

に月2回3時間の教育委員会の業務支援としての時間を含む4人のICT支援員を配置することで、さらに学校への支援を増やし、学校の情報化の推進に向けた支援を行っています。

令和5年度全国学力・学習状況調査の質問紙においては、以下のような活用状況が分かりました。

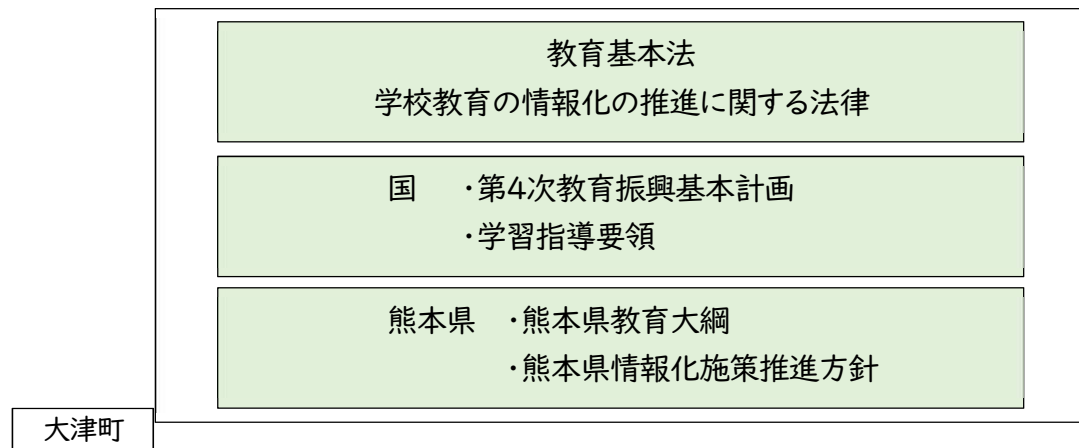


小学校については、全国を大きく上回る割合で、授業においてICT機器が活用されている現状にあり、中学校については、3%全国を下回っています。このことは、小学校においてICTを活用しての授業改善が進んでいることの一端ととらえられるものの、中学校においてはあまりICT活用が進んでいない現状が顕在化しました。また、活用が進んでいる小学校においても、中学校と同様、教職員によっては、活用について差があること、効果的な活用となっているかについても依然課題として残っているところです。

これまでの推進状況を踏まえ、令和7年度の端末の次期更新、令和8年度の使用に向けて、課題となっている教職員の活用頻度及び活用内容の差と授業改善の視点でのICT活用意識の向上に向けては、引き続き取り組んでいかなければならない現状です。

これらのことを踏まえ、大津町の教育理念である「夢を持ち、夢を育み、夢をかなえる教育実践～生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓く子どもの育成～」の実現に向け、より一層総合的・計画的に教育の情報化を推進するため、令和2年に策定された「大津町学校教育情報化推進計画」を引き継ぐ「第2次大津町学校教育情報化推進計画」を策定するものです。

- (1) 大津町の小・中学校における学校教育の情報化を総合的・計画的に推進していくための基本計画とします。
- (2) 本計画は、大津町の最上位計画である「第6次大津町振興総合計画後期基本計画」の具現化に向けて、大津町の教育分野の指針である「大津町学校教育ビジョン」に定める基本目標や政策等を踏まえて策定したものであり、大津町のICTを活用した教育の基本的な考え方と、進めるべき方向性を示す指針となるものです。



[3-2] 幼児教育・学校教育の充実
～生きる力を育み信頼される学校・園づくり～

2. 確かな学力の育成

- ・ICTを最大限活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実および「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

6. 教育環境の整備・充実

- ・教職員が本来の業務に専念できる環境整備に向けた業務の効率化と業務の見直し

第2次大津町学校情報化推進計画【令和5年度～令和8年度】

- ・方策1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ・方策2 教職員のICT活用指導力の向上
- ・方策3 ICT環境整備、ICT推進体制整備及び校務の改善



急速に変化する社会状況の中で、児童生徒には、課題解決型学習等により、身近な事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められているところです。このような中、新たな教育の創造と充実、児童生徒が豊かな人生を送り社会を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにするためにも欠かせないものであり、その重要性は多方面から指摘されているところです。まさに教育は国家百年の大計を担うものであり、新たな時代の新たな教育創造が求められています。デジタルの強みを最大限に活用し、誰もが、いつでもどこでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、ウェルビーイング（Well-being）が具現化されるような教育が、今改めて求められているところです。コロナ禍により、本町においてもネットワークや一人一台端末の整備が飛躍的に進み、オンラインでの授業が実施され、効果的な活用に向けて取り組んできました。今後、令和7年度には一人一台端末の更新時期を控え、更新に向けた業務も進んでいるところです。

また、世界では緊迫する国際情勢の中で、国の通信基盤や国民のICTリテラシーは、国民の生命や安全を守る上で重要な存在であることが再認識されました。自然災害の多い我が国においても、こうした「ナショナルインフラ」ともいえるべき通信基盤の整備やICTリテラシーの向上に戦略的に取り組むべきであるとされています。

加えて、デジタル化は進んだものの、ICT推進体制が十分でないことから、働き方改革が十分進んでいない現状もあります。

そのため、児童生徒の資質・能力、教職員の指導力、ICTの環境整備及び学校における働き方改革と組織・体制について、これまでの段階的整備を踏まえて取り組み、大津町学校教育情報化を推進していきます。

（４）大津町学校教育情報化の方策

以下の、３つの方策について重点的に取り組みます。

方策Ⅰ 「ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成」

児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするためには、学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けられている情報活用能力の育成が必要不可欠です。「教育の情報化の手引―追補版―」第２章によると、「情報活用能力」は、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・開発したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」であり、「学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力」「このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含むもの」とされています。

平成22年10月に刊行された「教育の情報化に関する手引」において、情報活用能力が以

下の3観点の定義に基づく8観点到整理されました。

【情報教育の3観点到8要素】	
情報活用の実践力	・課題や目的に応じた情報手段の適切な活用 ・必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造 ・受け手の状況などを踏まえた発信・伝達
情報の科学的な理解	・情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解 ・情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解
情報社会に参画する態度	・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解 ・情報のモラルの必要性や情報に対する責任 ・望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

「教育の情報化の手引―追補版―」 p 20

平成29・30年に告示された学習指導要領において、情報活用能力は言語能力、問題発見・解決能力と並ぶ学習の基盤となる資質・能力の一つと位置付けられ、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、各学校のカリキュラムマネジメントの実現を通じて育成することとされています。

また、上記の3観点到8要素だけでなく、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で捉え直し次ページのように整理されています。

これらを見童生徒の発達段階に応じて計画的・総合的に育成することをめざします。

方策2 「教職員のICT活用指導力の向上」

教師に求められるICT活用指導力については「教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」「授業にICTを活用して指導する能力」「見童生徒のICT活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について学校訪問等での情報収集に加え、実態調査を定期的を実施し、町における研修に加え、情報教育担当者を中心とした各学校での研修を実施することで、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

○知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等(理解していること、できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

「教育の情報化の手引―追補版―」 p 23

方策3 「ICT環境整備、ICT推進体制整備及び校務の改善」

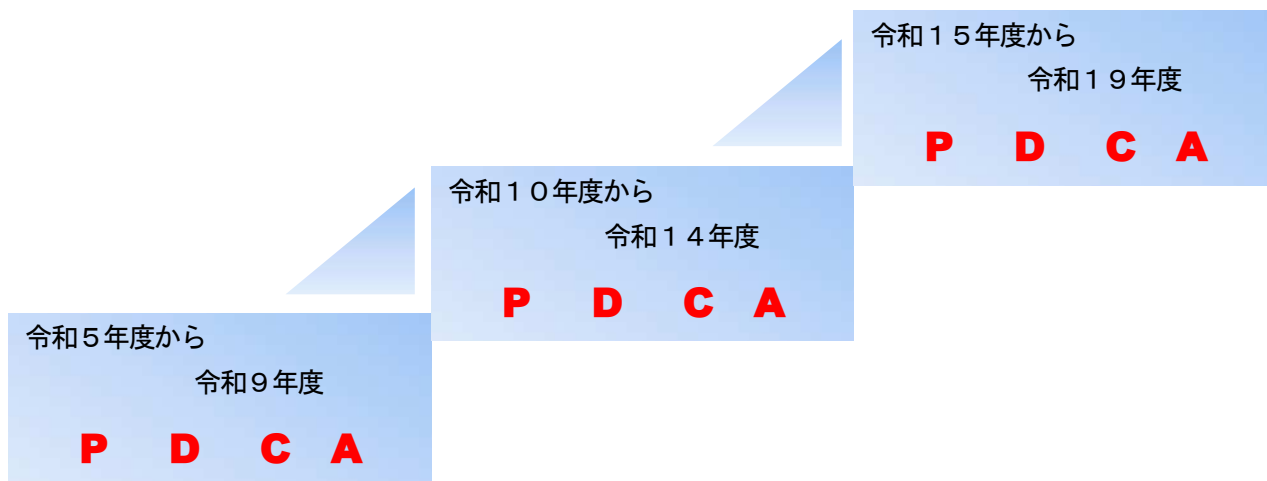
校務の情報化を推進することで、効率的な校務処理による業務時間の削減ならびに教育活動の質を向上させることを見込んでいます。今後、現在導入している統合型校務支援システムから、勤務管理や出張管理等も含めた統合型校務支援システムの導入に向けて段階的に進めます。

また、情報セキュリティポリシーの作成と周知、児童生徒の学びに最適なコンテンツの整備、通信回線の確認と強化、令和6年度の学習者用端末の更新及び教師用端末の更新に向けて計画的に進めていく必要があります。

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度【5ヵ年計画】

国の指針や学習指導要領改訂の方向性を踏まえ、令和9年度を目途に見直します。



Ⅱ 目標の実現に向けて

Ⅰ 方策Ⅰ ICT活用における児童生徒の情報活用能力の育成

(Ⅰ) 具体的な取組

①情報活用能力体系表の作成と周知

次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」において令和元年度情報教育推進校（IE-School）の実践・研究を踏まえて情報活用能力と情報活用能力育成のための想定される学習内容が以下のように示されました。

分類		
A. 知識及び技能	1 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能	①情報技術に関する技能 ②情報と情報技術の特性の理解 ③記号の組合せ方の理解
	2 問題解決・探究における情報活用の方法の理解	①情報収集、整理、分析、表現、発信の理解 ②情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解
	3 情報モラル・情報セキュリティなどについての理解	①情報技術の役割・影響の理解 ②情報モラル・情報セキュリティの理解
B. 思考力、判断力、表現力等	1 問題解決・探究における情報を活用する力（プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む）	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力 ①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受け手の状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力 等
	2 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	①責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 ②情報社会に参画しようとする態度
C. 学びに向かう力・人間性等	1 問題解決・探究における情報活用の態度	①多角的に情報を検討しようとする態度 ②試行錯誤し、計画や改善しようとする態度
	2 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	①責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 ②情報社会に参画しようとする態度

IE-School における実践・研究を踏まえた情報活用能力の例示「教育の情報化の手引―追補版―」 p 2 4

想定される学習内容	例
基本的な操作等	キーボード入力やインターネット上の情報の閲覧など、基本的な操作の習得等に関するもの 等
問題解決・探究における情報活用	問題を解決するために必要な情報を集め、その情報を整理・分析し、解決への見通しをもつことができる等、問題解決・探究における情報活用に関するもの 等
プログラミング (本事業では、問題解決・探究における情報活用の一部として整理)	単純な繰り返しを含んだプログラムの作成や問題解決のためにどのような情報を、どのような時に、どれだけ必要とし、どのように処理するかといった道筋を立て、実践しようとするもの 等
情報モラル・情報セキュリティ	SNS、ブログ等、相互通信を伴う情報手段に関する知識及び技能を身に付けるものや情報を多角的・多面的に捉えたり、複数の情報を基に自分の考えを深めたりするもの 等

情報活用能力育成のための想定される学習活動「教育の情報化の手引―追補版―」 p 2 4

これらのことを踏まえ、文部科学省作成の情報活用能力体系表や熊本県立教育センター作成の情報活用能力体系表を基に、大津町情報活用能力体系表（巻末）を作成し、系統立てた取組を行います。

②児童生徒の情報活用能力実態調査

大津町情報活用能力体系表を基に、児童生徒の情報活用能力の実態を把握し、育成状況を確認し、成果と課題を明らかにします。調査項目、実施学年、実施時期、実施方法等に関して検討し、経年比較ができる実態調査を行います。

③プログラミング教育の年間計画作成と活用

町の情報教育担当者会議において、大津町プログラミング教育年間計画を作成し、各学校の計画につなぎます。

④メディア情報リテラシー教育の推進

情報を得る際に真偽を確かめたり批判的に検討したりする力をつけるため、すでにある様々なコンテンツを活用することを推進します。

(2) 今後の主なスケジュール

令和5年度

- ①大津町情報活用能力体系表の作成
- ②児童生徒の情報活用能力実態調査
- ③大津町プログラミング教育年間計画の作成
- ④情報活用能力育成に係るカリキュラムマネジメントの推進及びメディア情報リテラシー教育の実践推進

令和6年度

- ①大津町情報活用能力体系表の活用
- ②児童生徒の情報活用能力実態調査の分析と対策
- ③大津町プログラミング教育年間計画の活用
- ④情報活用能力育成に係るカリキュラムマネジメントの推進及びメディア情報リテラシー教育の実践

令和7年度

- ①大津町情報活用能力体系表の活用と見直し
- ②児童生徒の情報活用能力実態調査の分析と対策
- ③大津町プログラミング教育年間計画の活用と見直し
- ④情報活用能力育成に係るカリキュラムマネジメントの推進及びメディア情報リテラシー教育の実践と振り返り

令和8年度

- ①児童生徒の情報活用能力実態調査の分析と対策
- ②大津町情報活用能力体系表及び大津町プログラミング教育年間計画の活用と見直し
- ③児童生徒の実態を踏まえた総括とその後の施策に向けた情報の整理

令和9年度

- ①児童生徒の情報活用能力実態調査の分析と対策
- ②大津町情報活用能力体系表及び大津町プログラミング教育年間計画の改訂
- ③児童生徒の実態を踏まえた改善策の実施

(3) 成果指標

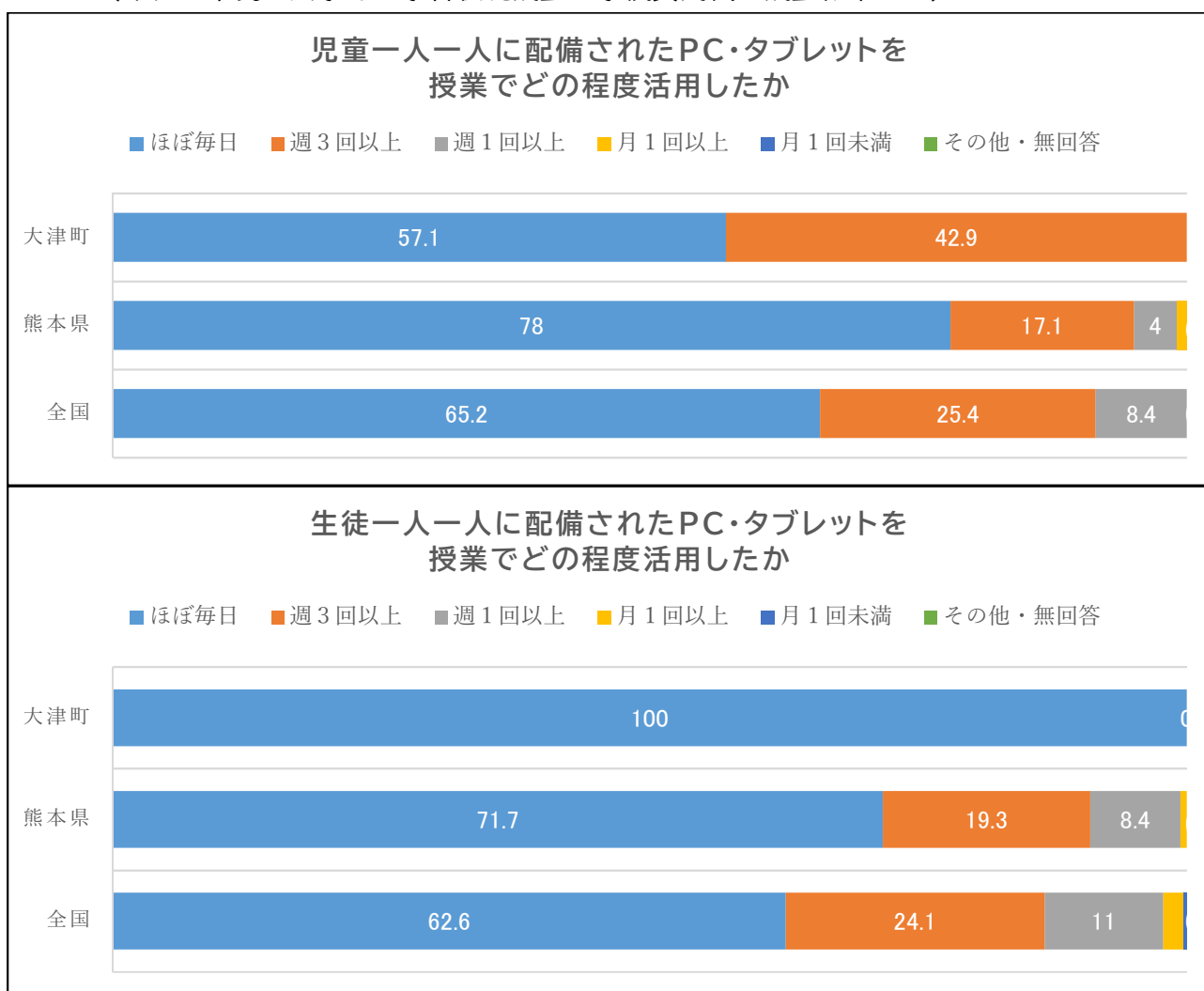
児童生徒の情報活用能力調査の数値の向上

2 方策2 教職員のICT活用指導力の向上

(1) 現状と課題

①大津町教職員のICT活用の現状

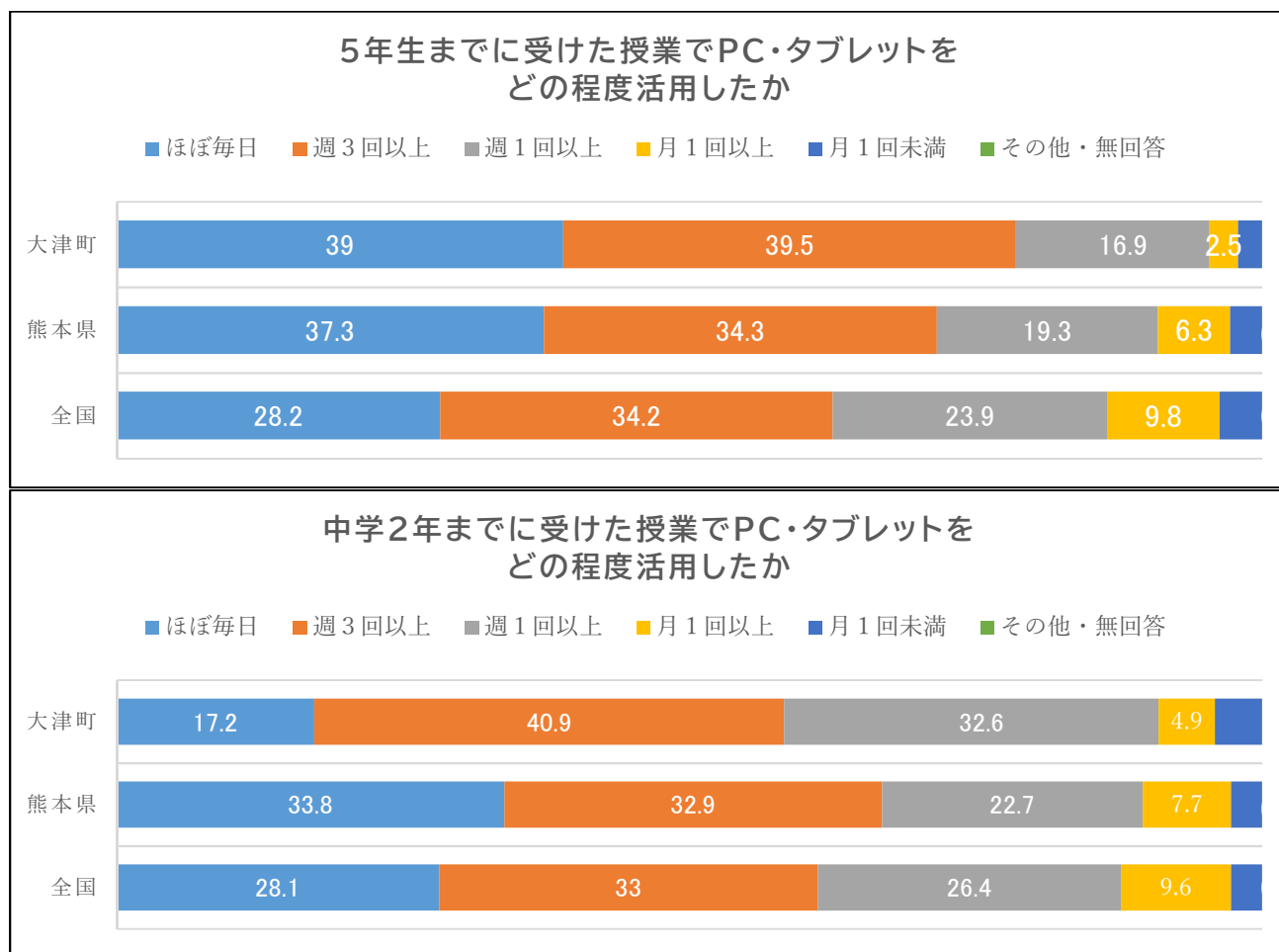
(令和5年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙 調査結果より)



授業において一人一台タブレットを使用している割合として、小学校では、「ほぼ毎日」と答えた学校が57.1%、中学校が100%であり、使用頻度は高いという認識がありました。

一方で、児童生徒の意識調査を見ていくと、小学校ではほぼ毎日及び週3回以上の児童が

78.5%、中学校では、58.1%と教職員との意識とは大きなずれがあることが分かりました。



全国や県に比べ、意識は高いものの、児童生徒が授業で活用しているという意識までには至っていないことが分かりました。学校や教職員によってはあまり活用していない実態があることがこのような差を生んだと考えられます。その要因として、電子黒板等の大画面提示は概ねできているものの、一人一台端末を使った活用については、その必要性を感じていない教職員が依然いることが考えられます。

また、「A教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」「B授業にICTを活用して指導する能力」「C児童生徒のICT活用を指導する能力」「D情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」という4つの大項目で構成された「教員のICT活用指導力チェックリスト」をもとに、各教職員のICT活用指導力を高める必要があります。

(2) 具体的な取組

①大津町の教職員の実態の把握

「教員のICT活用指導力チェックリスト」を基に実態を把握し、対策を進めます。

②教員研修の充実

大津町が導入しているICT機器の操作方法や学習場面に応じたICT活用方法に関する

研修会を町で実施するとともに、各学校の校内研修等を通して、教員のＩＣＴ活用指導力の育成に努めます。

- ・転入教職員ＩＣＴ活用指導力向上研修
- ・各学校における校内研修やミニ研修
- ・情報通信技術支援員（大津町ＩＣＴ支援員）の活用による研修

（３）今後の主なスケジュール

令和５年度

- ①教職員のＩＣＴ活用指導力調査
- ②町外転入者対象ＩＣＴ活用指導力向上研修
- ③情報教育担当者会によるＩＣＴ活用指導力向上推進
- ④小・中学校 校内研修におけるＩＣＴ活用指導力向上研修
- ⑤ＩＣＴ活用に関わる先進校視察

令和６年度

- ①教職員のＩＣＴ活用指導力調査
- ②町外転入者対象ＩＣＴ活用指導力向上研修
- ③教職員の実態を踏まえて情報教育担当者による会議の実施
- ④小・中学校 校内研修におけるＩＣＴ活用指導力向上研修

令和７年度

- ①教職員のＩＣＴ活用指導力調査
- ②町外転入者対象ＩＣＴ活用指導力向上研修
- ③情報教育担当者会を受けたＩＣＴ活用指導力向上推進の改善
- ④小・中学校 校内研修におけるＩＣＴ活用指導力向上研修

令和８年度

- ①教職員のＩＣＴ活用指導力調査
- ②町外転入者対象ＩＣＴ活用指導力向上研修
- ③情報教育担当者を中心としたＩＣＴ活用力向上の取組の反省
- ④小・中学校 校内研修におけるＩＣＴ活用指導力向上研修

令和９年度

- ①教職員のＩＣＴ活用指導力調査
- ②町外転入者対象ＩＣＴ活用指導力向上研修
- ③情報教育担当者を中心としたＩＣＴ活用力向上の取組の反省と対策
- ④小・中学校 校内研修におけるＩＣＴ活用指導力向上研修

（４）成果指標

チェックリストによる教職員の意識の向上

3 方策3 ICT環境整備、ICT推進体制整備及び校務の改善

(1) 現状と課題

大津町では、統合型校務支援システムを導入しています。また、教育活動の質の改善につながる校務ソフトの導入をし、年度ごとに更新するかどうか検討を加えて進めています。

(2) 具体的な取組

- ① 業務の軽減と効率化に向けた具体的な取組
 - i 業務軽減・効率化を推進する情報通信技術の効果的な活用方法の共有
(導入システムの検討を含む)
 - ii 教員の校務ソフト活用の推進
- ② 教育活動の質の改善に向けた具体的な取組
 - i 学力調査、結果分析に係る業務民間委託の継続
 - ii 個別最適化した課題克服システムの活用
 - iii 学習支援ソフトの活用推進(支援ソフトの成果検討を含む)

(3) 今後の主なスケジュール

令和5年度

【業務軽減・効率化の取組】

- ・校長会、大津町学力向上WG、大津町情報教育担当者会等において、業務軽減・効率化を推進する情報通信技術の効果的な活用方法の共有
- ・業務軽減・効率化を推進する校務支援システムの検討
- ・教職員の校務ソフト活用に向けた推進

【教育活動の質の改善に向けた取組】

- ・町学力調査、結果分析に係る業務民間委託の実施
- ・個別最適化した課題克服ソフトの検討及び導入
- ・大津町教育情報セキュリティポリシー(令和3年度策定)の改訂と周知

令和6年度

【業務軽減・効率化の取組】

- ・校長会、大津町学力向上WG、大津町情報教育担当者会等において、業務軽減・効率化を推進する情報通信技術の効果的な活用方法の共有
- ・業務軽減・効率化を推進する校務支援システムの再検討
- ・教職員の校務ソフト活用に向けた推進(検証)

【教育活動の質の改善に向けた取組】

- ・町学力調査、結果分析に係る業務民間委託の実施
- ・個別最適化した課題克服ソフトの検証

令和7年度

【業務軽減・効率化の取組】

- ・校長会、大津町学力向上WG、大津町情報教育担当者会等において、業務軽減・効率化

- を推進する情報通信技術の効果的な活用方法の共有
- ・業務軽減・効率化を推進する校務支援システムの検討
- ・教職員の校務ソフト活用に向けた推進（検証）

【教育活動の質の改善に向けた取組】

- ・町学力調査、結果分析に係る業務民間委託の実施
- ・個別最適化した課題克服ソフトの活用と検証

令和8年度

【業務軽減・効率化の取組】

- ・校長会、大津町学力向上WG、大津町情報教育担当者会等において、業務軽減・効率化を推進する情報通信技術の効果的な活用方法の共有
- ・業務軽減・効率化を推進する校務支援システムの検討
- ・教職員の校務ソフト活用に向けた推進（検証）

【教育活動の質の改善に向けた取組】

- ・町学力調査、結果分析に係る業務民間委託の実施
- ・個別最適化した課題克服ソフトの活用と検証及び新たなソフトの検討

令和9年度

【業務軽減・効率化の取組】

- ・校長会、大津町学力向上WG、大津町情報教育担当者会等において、業務軽減・効率化を推進する情報通信技術の効果的な活用方法の共有
- ・業務軽減・効率化を推進する校務支援システムの検討
- ・教職員の校務ソフト活用に向けた推進（検証）

【教育活動の質の改善に向けた取組】

- ・町学力調査、結果分析に係る業務民間委託の実施
- ・個別最適化した課題克服ソフトの活用と検証及び新たなソフトの検討

(4) 成果指標

- ・超過勤務時間の減少
- ・学力向上（全国学力・学習状況調査、熊本県学力・学習状況調査、町学力調査）

Ⅲ 具体的方策実現のための学校におけるICT環境整備計画

Ⅰ 学校におけるICT環境の段階的整備について

文部科学省は、2017年新学習指導要領完全実施に向けたICT活用を実現するため「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」をとりまとめ、各教育委員会においてICT環境整備を加速化するよう通知するとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）を策定しました。そして、新たなICT環境整備方針の策定について、令和7年度に向けて検討を進めることとしていることから、令和6年度まで2年間延長していましたが、「学校のICT環境整備に係る地方財政措置（令和6年度）」が令和6年1月23日に以下のように示されました。

学校のICT環境整備に係る地方財政措置（令和6年度）

- 平成30年に「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30年度～令和4年度）」を策定し、単年度1,805億円の地方財政措置を講じてきたが、新たなICT環境整備方針の策定について、令和7年度に向けて検討を進めることとし、当該計画期間を令和6年度まで2年間延長
- 令和5年度補正予算における、GIGAスクール構想加速化基金の創設に伴い、令和6年度については、基金を活用して自治体が行う児童生徒1人1台端末の整備に必要な経費について、**単年度373億円を地方財政措置**その他、上記を除く**学校ICT環境整備に必要な経費**について、**単年度1,432億円を地方財政措置**

GIGAスクール構想加速化基金（373億円）

- **学習者用端末** 基金を活用した整備（補助率2/3）の地方負担分（義務教育段階）

教育のICT化に向けた環境整備計画（1,432億円）

計画において措置されているICT環境の水準

- **学習者用端末** 3クラス分に1クラス分程度整備（高校段階）
- **指導者用端末** 授業を担当する教師1人1台
- **大型提示装置・実物投影機** 100%整備
各普通教室1台、特別教室用として6台
（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
- **インターネット及び無線LAN** 100%整備
- **統合型校務支援システム** 100%整備
- **ICT支援員** 4校に1人配置
- 上記のほか、学習用ツール^{（※）}、予備用学習者用端末、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用端末やセキュリティに関するソフトウェアについても整備

（※）ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア



教育のICT化に向けた環境整備計画 文部科学省HP（巻末）

2 大津町小中学校ICT環境の段階的整備について

令和4年度までの段階的整備において、無線LAN整備、各教室への電子黒板と指導者PCの設置、児童生徒の一人一台端末（タブレット）の整備、県費負担教職員の校務用PCの配備及びタブレットの整備、情報通信技術支援員の継続、授業支援システム（ソフトウェア）や校務支援システムの導入、学習支援システムの検討・導入、モバイルルータの貸し出し開始などを行っています。

今後、ネットワークの強化や教職員の勤務時間管理システムも含めた統合型校務支援システムについての検討に向けて、情報を収集していきます。

3 今後の主なスケジュール

令和5年度

- ・一人一台端末の更新に向けた情報収集
- ・PCやタブレットの年度更新と導入済みソフトウェアの検証

令和6年度

- ・一人一台端末の検討
- ・統合型校務支援システム更新
- ・校務用PC更新
- ・PCやタブレットの年度更新と導入済みソフトウェアの検証・検討

令和7年度

- ・一人一台端末の契約
- ・PCやタブレットの年度更新と導入済みソフトウェアの検証・検討
- ・電子黒板更新
- ・令和8年度導入予定のAI型ドリル検討

令和8年度

- ・一人一台端末の運用
- ・新たなものも含むソフトウェアやシステムの検討・導入
- ・電子黒板更新
- ・校務用PC更新

令和9年度

- ・導入したソフトウェアやシステムの検証

※本計画は、令和7年度に新たなICT環境整備方針が示された場合、必要に応じた見直しを行っていく予定です。

【参考文献】

文部科学省「教育の情報化の手引－追補版－」平成22年10月

文部科学省「学校教育情報化推進計画」令和4年12月26日